大明律例譯義

八

内閣文庫
6038
14-9

門 保4
號 6038
卷 14一9

大明律例譯義卷之八目録

郵驛

遞送公文
邀取實封公文
鋪舍損壞
私役鋪兵
驛使誓程
多乘驛馬
多支廩給
文書應給驛而不給
公事應行誓程
占宿驛舍上房
乘驛馬齎私物

私役民夫擡轎
病故官家屬還鄉
兼差轉雇寄人
乘官畜産車船附私物
私借驛馬

刑律

賊盜

謀反大逆
謀叛
造妖書妖言
盜大祀神御物
盜制書
盜印信
盜内府財物
盜城門鑰
盜軍器
盜園陵樹木
監守自盜倉庫錢糧
常人盜倉庫錢糧
強盜
劫囚
白晝搶奪
竊盜
盜馬牛畜産
盜田野穀麥
親屬相盜

恐嚇取財
詐欺官私取財
略人 略賣人
發塚
夜無故入人家
盜賊窩主
共謀為盜
公取竊取皆為盜
起除刺字

宮城文庫

大明律例譯義卷之八

郵驛

公文とつさ土くれ花卿のはき亟を郵と云云伝ふかヒめる使者の馬ゆさてろ伝澤ともも事にかりをめ多事をのせしる伴答之文を

遞送公文

遞送ハ文書ヲ送ルヲ云フ伝後の用事ヲ以テ書簡ヲ送ル千里ヲ急遞鋪一所ヲ立ルモ門ヨリ兵卒ヲ以テ或ハ十人或ハ十人ヲ支配シ花浦因幡長ヲ官卿の事ヲ支配シ又ハ分ケテ馬ヲ送ル法式の入用ヲ以テ馬ヲ送ル也

凡急遞鋪ヨリ文書ヲ送ルヲ若違度の兵卒ヲ以テ文書ヲ送ルヲハ笞五十ヨリ三百里ヲ限ルヲ笞ヲ加ヘ一里ヲ加ヘ笞二十ヲ加ヘ三刻一等ヲ加ヘ笞十二刻ヨリ上罪笞五十ヨリ四等ヲ加ヘ文浦ヨリ出ル状教の意ヨリ浦因幡ヲ指教

英におかれては制限を設けられ
松の上まで伐られる制限等を拘束し人の名称かと
存じ平遠ふかなるものにて人〻無沢よ来ぬ状
を拘ら一定に限られて居たるなりて治合する事を
さる為にはなるべき為治合を遠ふかるべきさる
者を浦用者二十の乖ふ沿
元浦兵衛文を拘ら先の悪逆浦へ沿はせよ包み紙
とすべきからかを文八中たる者なるは原の封
を拘の中をんせんよりも八一角答二十一角封せ二角と
した一番ずつ加へ罪状六十より出るを封皮紙
中にて内の証文を換し中なるとを原の封を
を拘を見る八一通答四十二角ことに一番ずつ加へ罪状
八十より出る若し文の外方を拘を見へぬ又八

原封を開封して封を拘ら八一角状六十
一角ことに一番ずつ加へ罪状一百より出る若し証文の事八
軍情の機密なるを以大切の事なるは一角なを
とも状一百ずつ罪状の内なるは一角なを
から〻ずつ出るを中なるを以事状にをれくるとを
方小法を為を中〻若浦用をの通りして答〻
内〻せんきせるを若八枕人と同罪を沿へ若をを小浦
用者〻出て事状ありけるを主人の皮を正遠を
文をみを〻ひあり〻中に沿成せるを若八枕人の罪二答
減ず
元浦の浦長八浦兵衛文を砲の支砲下の浦の名を注来
〻巡見を事状を一月〻元浦の官吏毎月一度注
状支砲下の悪逆浦へ自分注〻考へ今味を八〻考不

此体うせ我生命ハよ云文遠くもる事いつる文上封
の紙ともうたらかと文振ふ[illegible]
ものもは原の封ハ[illegible]
浦長若四十名係の[illegible]の吏典ら若四十官人ハ若二
十名云文振[illegible]
の封印[illegible]
乃吏典ハ一名減ら官人ハ又一名減ら府列の官人
吏人不[illegible]
ら[illegible]官の[illegible]
一業ら減ら也

條例

一[illegible]
使[illegible]
[illegible]
元京の外法[illegible]
遞鋪より入る天子ハ進呈ら実封の云文ら遣ら時上司
乃官人我ら[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
或ハ遅し或ハ[illegible]
[illegible]
は[illegible]
吏浦長ハ[illegible]

邀取實封公文

[illegible]
元京の外法[illegible]
遞鋪より入る天子ハ進呈ら実封の云文ら遣ら時上司
乃官人我ら[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

官員の事務に関係する者は、その官員又は役所に申達し、申達を受けた上司は、上達して更に其事柄に関する内吏部に、又通達する事を通達し、穿鑿しいよいよ事実を考究し穿鑿し、もし其人に罪科を行ひ、その補兵に若しくは盜人に出されたる者は、杖一百、若補員補兵ともに若しくは出されたる者は、その官員ならびにその事件に関係せる途役せざる者は、その官員又は役人は、杖一百の罪を行ふべし

若右実対せず、公文伪造する者は、中央は六部、刑部、吏部、兵部、戶部、工部、礼部、地方は巡撫、都督、察院、用付役せざる者は、遠近を問はず、上の罪より二等減じ、杖一百徒三年に

罪を行ひ、若しくは出されたる補員補兵、又は出されたる役人は、杖八十を減じ、杖八十を減じ

鋪舍損壞

凡急遞鋪舍、公文を伝送するに当たり、補舍、公文を伝送するに当たり、補員補兵の怠りにより、公文を捨て紙筆を失ひ、罪科を行ひ、補兵の不破損して、もしくは、もしくは、もしくは

蒲兵八文字屋伝つたへ[illegible]
[illegible]使[illegible]罪[illegible]

[illegible]の法不[illegible]悪[illegible]公用[illegible]捕[illegible]兵[illegible]家
[illegible]者[illegible]通[illegible]公用[illegible]捕[illegible]兵[illegible]家
[illegible]に[illegible]使[illegible]官[illegible]兼[illegible]自[illegible]の[illegible]
[illegible]幸[illegible][illegible]者[illegible]若[illegible]十[illegible]人[illegible]付
[illegible]一日の[illegible][illegible]庭[illegible]殘[illegible]六十文[illegible][illegible]入[illegible]

驛使替程

[illegible]使[illegible]
[illegible]使[illegible]
[illegible]

[illegible]外[illegible]使[illegible]者[illegible]馬[illegible]
[illegible]者[illegible]
[illegible]付[illegible]
[illegible]付者[illegible]
若二十[illegible]日一[illegible]罪[illegible]一[illegible]

[illegible]幸[illegible][illegible]
[illegible]一日若[illegible]十[illegible]
[illegible]使[illegible]
[illegible]者[illegible]
[illegible]付[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]罪[illegible]
[illegible]
[illegible]

陣をとりて定めの日限を過ぐる者は上の罪より
重し二条城滅す文とも七月軍用の事に付て
滅せし所の文書の上書の文字やうなるは文書を
やうなんと為ふ人と為ふ様使ハ罪ふたこれなし

條例

一慶喜の水馬澤、孫測さ遍運所ありて古法の文法と
巡検司の下に付しられ弓兵ふ田地の三分清ふ仕合
為人と為ひして七分よりあつる事也然ら支豪強なる
人民の威をかりて地方を乱す事ハ京へ言出
ハ十分の方ふ出ハ中ふ出ハ下ふ出ハ
為ハ七分ふ出ハ小ふ出ハ然ら勢ふ出ハ方ふ
産ひ為ふ出ハ七分ふ出ハ代と為ふ出ハ為ふ
為ふ出ハ人の害ふ為ふ出ハ

求索の体ふ仕ふ罪と云ふ小總旗軍人ふ出ハ色ふ出
御不ふ為ふ民業ふ軍下人ふ出ハ附近ふ御不
為ふ軍ふ充ふ官吏ふ為ふ者ふ一味ふ出ハ
ふ出ハ為ふ出ハ相法の城ふ出ハ城
出ハ為ふ出ハ為ふ出ハ為ふ出ハ為ふ出ハ
為ふ出ハ為ふ出ハ為ふ出ハ為ふ出ハ為ふ出ハ

一南直隷應天府の事ふ出ハ北直隷順天府の事ふ出ハ小京ふ
山東ふの為ふ為ふ馬澤ふ為選ふ為ふ為ふ為ふ
馬頭（訳馬と為ふ出ハ為ふ為ふ為ふ）ふ者為ふの為ふ民ふ為ふ為ふ為ふ代
為ふ為ふ者ハふ為ふの為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ
為ふ
為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ

人なりし者働き家し民業より軍丁人なりしは附近の
漁夫等一く軍小元等光振わりしく光振ぶりの新古れ
包攬せし者と一味し戦の性名あるく備しせるるる
工業小代多くかりしある伝せる敵とせるるるて支豪
館るく寅恵戒の家恵功りし唐くの家
警つ化人恵戒の家恵功りし唐くの家
古の馬鹿乃出あるる人おの作るる生不へ者に右れ
者の新新る代ることへくしいる紡物代るる事代
すれ事わしる不の支同手若とこへくる出に完的
て罪を所化若たるる出小こへく完同し其人る
奏安と任て清小こへく石原代へる其代ることて
せるるくさくく奏安し清小こへく石原代へる其代ることて
と例と思して軍よ完原し太の事小かるへる若
の清人古の原乃事乃清人古の原乃事乃清人古の原乃事乃

して宝若八同一く吟未し遂制の律小より同く答よ
清人原乃

一 會同館 京より市ミへ清遠とあり会同館より
解る北先会同解る北先会同 使若小の京より
支八清と勅乃事に つるる事乃清人
支配る役所へ加し事して不る清れ宝て分の民代
指使へ付よはるるにして手かるるに別よわ宝の人と
金議し取出し又会同館へ清人代清人代勅めさる事
事にすり物るる役人三年の清人代清人代若代かへさと
姓名と人仕会安小代清人分の人代事に仕なりて深
清人代事代清若小官吏一同よ罪よおとり代
乃人人年ゝ人年ゝ人年ゝ

く後よりつくる事ハ羅紗百色御ゝ為
御軍小元ゝ

多乗駅馬

公用ゝ付て使ゝ者ハ駅馬ゝ乗ゝ
ゝ人ゝ多ゝ定めの外ゝ乗ゝ

九月ハ出て使ひ人羅紗ゝ
ゝ羅馬小ゝ
ゝ者ハ枝八十毎一疋一馬一匹ゝ
ゝ中ゝ者ゝ
ゝ上馬ゝ
ゝ枝七十ゝ
ゝ枝ゝ
ゝ百一ゝ
ゝ羅紗ゝ
ゝ上馬ゝ
ゝ羅紗ゝ

中ゝ
ゝ上馬ゝ
羅小ゝ
ゝ駅馬ゝ
ゝ者ハ
ゝ枝六十ゝ
ゝ者ハ一ゝ
ゝ枝ゝ
ゝ者ハ
ゝ羅紗ゝ
ゝ駅馬

[illegible]

條例

一 [illegible] 勲功の大臣 戒[illegible]の親族 [illegible] 文武大臣 或る近侍官員 [illegible]の門近の官人 [illegible] 御者 親族 [illegible] 乃軍衛 [illegible] 威勢 [illegible] 有司 [illegible] 京ハ驛遞の衙門 [illegible] 又ハ [illegible] 人馬 [illegible] 車 [illegible] 物 [illegible] 又ハ 兵庫 [illegible] 外ハ 兵衛 [illegible] 要衝門の官人 [illegible] 藏 [illegible] 牌 [illegible] 又人のあるたまり [illegible] 羅

後羅 [illegible] 市 [illegible] 事一箇月 [illegible] 軍 [illegible] 杖羅 [illegible] 杖號 [illegible] 羅 [illegible] 一箇月 [illegible]

多支廩給

支 [illegible] 支吏の [illegible] 代 [illegible] 定 [illegible]

凡出 [illegible] 使 [illegible] 人員 [illegible] 外 [illegible] 御 [illegible] 者ハ [illegible] 藏 [illegible] 不 [illegible] 海 [illegible] 支 [illegible] 支吏ハ [illegible] 減 [illegible] 支吏 [illegible] 官 [illegible] 官吏ハ [illegible]

條例

一　交易等所責人の貢物をいて来朔をもつて其責人の過をもつて交の羅遮乃官人故の責人故守護しこの来朔故人の物くらを勘合せ又合せ過をおくる所なり物をもつて偽馬人足廩給のなをもつて賃銭をもつて当一反に付て賃銭をもつてにもつて事をとるさて和有く者は違制の法ふりくを羅ふ物町毎ふ所ら町人ふ内不ものく責人と出合買賣をもつて者は責賣をもつて商賣物ふ出さしくもつて偽(朝不)犯人は違制の罪代百先松號もつて一箇月しこの杖一百の罪ふ物人也

文書應給驛而不給

文書をもつて使人ふ伝馬を給るの御朱印状を給ものを過ふ中所をもつて偽馬を出さ不給ふ物人也

元胡延しの軍馬をもつて朝を伐る所をもつて文書ふ示ふ為ふ用ふ人ふ物をもつて軍中乃事ふ物をもつて文書を以ふ大将をもつて文書を以ふ物をもつて軍中の衙門ふ物をもつて軍の大事ふ物急ふ中ふ物くふ胡延ふ書文書ふ古の数乃事ふ道中帰中ふ物中ふ偽馬人足と為ふ物検ふ物ふ物人物ふ物人物ふ偽馬ふ物ふ物ふ物

を京に年の使ふ所人数に心得べき使ひを申し付け
杖八十右の外常に年貢のみ
よ公人の使ひ給へ申しにて
公事應行替程
元亨より以列縣に立て京師に赤ち上り
元亨の物又ハ因徒乃ち番屋
時共人数を以て不通して遅滞し乃ち事に
乃日限に
ふして古の
二十三日に一号を加へ
しかに軍中入用の物
乃物なし各二号を加へ
遅くして
入用の物不足
あへき
けく物者
物ひ
ある
定めの日限
年軍の
かよう文出
者に羅小物
羅小物
羅小物

解し渡すべき外国へ到る者旅舎いまだ勅使の者
を待つ間の上に問ふこと海を渡る者五十の罪に処す

乗駅馬齎私物

上に背徒を給して旅行する者或は
物多く馬に載せるものも罪に処す

凡出て使に行く者は白海馬を乗ること家にいたる或は
外よりきたる庶民并に茶類戦具の類は各別にすべし私
の物を載せるものは其の田の世目を半減す
罪は杖一十に杖六十毎十に一等を加へ罪杖一百に
四等の所より一等減じ流に一等減じ徒に一等減じ
五役に処す

私役民夫擡輿

衙門の官吏或は役人に出て使する官人は定めの外
人夫を役する者は杖六十の罪に処す
官吏の家属還郷

病故官家属還郷

病死する官人の家門の者郷に還す者は未使を
物多く役する者は杖一百に処す

凡官人の衙門の官吏役人に出て使する者は定めの外
人夫を役する者は杖六十の罪に処す
官吏の家属還郷

病故官家属還郷

病死する官人の家門の者郷に還す者は未使を
物多く役する者は杖一百に処す

凡軍人民人を以て支配する者は杖百に処す

相しあるゆへに病死したる時主人の家門の
眷屬又母妻子ホの嘉まもしくは兄弟姉妹者を
主ホの後人に成けるつゝしみ喪を服する者
の日月代を過しを語のとし人相続養用しこの云
成しを道中の人ひ拾ひを給を拾ひ者ひたるを
有ひかへ主ホ人ひ有ひ者ひ杖六十
兼差轉雇寄人
友司の方達をうけく物代わつりておくらるる者月ホハ
ゆかた又れをうけしんでやとふとおくするを又ちへの主に
物の者を
物とす
凡官司よりの給ふ事を事をうけく公儀の物又ハ因徒
の類畜産を拾ひ主ひ者ひ自ホハおのれ主ひ
事をせたる人ひやとふて物すを又ちへのもとへ物の者を主ひ者を
ちへおのれもしくハ主ひ者ひ杖六十古の過を自ホハ

ちへ拾ひ人類をしておのれ主ひ者ひ官物畜産を
拾ひ者ひ又ハ因をもつて者を式ハ損失官物
の徒ちへ失因の徒ハ杖六十の罪ちへ拾ひ
人又無徒ハ杖六十の罪ちへ無徒ハ杖六十
ハ又無徒ハ杖六十の罪ちへ無徒ハ杖六十の罪を
拾ひ人ひ主ひ者ひ主ひ者ひ主ひ者ひ主ひ者ひ主ひ者ひ
罪ちへ若一等減して罪ハ杖百
同中に物ひ物を物ひ物を物ひ物を物ひ物を物ひ物を
者ハ杖の物事ハ物ちへ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
成ちへ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者

乃ち失因の律よりも罪少く上の例にやすらるべき
ものなれども今たゞ若干減ずるの律のごとくはせず
いづれにても同罪に処すべきなり

乘官畜産車船附私物

役人のもとおよびひとしき官位の者牛駝贏駄車船私な
ふのもて行者は私の物代多く附のもの車とするは罪
定めの代多くの物代の車よりは罪
代に成ること

別に法を設くべきの役人に代らるる牛駝贏駄にて
しかるべきもの車船を以て公の物代附のもの数車
庶服等をいまだ茶録載の所私物代附のもの数車
十分の一を多く附る事とするさだめなれども多く附る時
は費用多くして罪よりは宜しかるべき定めなれば外に分多くして若
一十毎十分加一笞罪杖六十より止限定るのものなれば

少くは松浦の例にならひ一の馬車に代ること
ならるる事とするの例に十分の一を加へ若一十毎十分
若干代の船車よりの代者は内不足なる私の物を指のもの
事なれども三十分より多く代なれば
なるべし若一十毎二十分一笞加へ罪杖七十より一部
乃者同一の作りなれども罪少不行なり本人代の
と罪少行なるべき他人のもの者のもの代のもの
つもり数若と同罪に行べき物代は付もし役人これ
多くして其事よりも重きある官司者もし代者は
かりてもの重者なるべし同罪に行べきもの官
日の罪少行べき数者若行べきは官
死に成る者の家小儲なる代者は成る病
多き者定めの五日とかりて代は行の業と
所定めの限よりは代

代者別のもの

條例

一 浜田藩より小京へ兵粮米の運送の儀に付ては軍人より命じて運漕させしむる事也 其時古運漕と唱へる軍人の自分より持越の古宜敷也 古地より出来るのゆえ 永一般の内より兼して 其時六十石程を積しの事 此時より始まる 浅瀬を通るは少し横あるゆえ 古の古宜敷 永賃は運漕より 小御旅軍人自分小船を雇ひ 其例の如く 常均平なる分は 此の船を改め 多地へ入れ 此度 兵庫 係当官 民の横出 第一法度と兵庫と運漕より事なり 此味 官なり 水次より 永分の場所 此味 今味より 数事と 以て 督押 永と 宰相 司道 布政司 按察司 ならびに 十三名の 御史 乃友也 府 佐官員 永府の 佐友也 同 通判 推官の 如 当の古

乃永の通分 治ちより 立合 考へ 吟味 合し 俄真 ならず 揚別 府より 借運御史乃 借運 永つ 次の 御史 改め 吟味 事 沿南 天津 水次の 其余 備道 理判主事 刑部の 刑罰 兵備道 改 吟味 理 改 味する 古の 吟味 整法 整法 改 味 せぬ 又 物財 御 味 事 宰相 司道 穿鑿 せ 人 古 衛門 味 事 味 事 味 味 味

器皿貨物なるものの世持来る者は其船乃運軍并よ
れしてのせさせ〳〵人とまかれ今味し遠制の体より仍る為
忠しけ〳〵古乃船〳〵の物ならたるとりと云級へ厳示ならせ也
其把徳おれ官位漕と云ふさ隆級なるとの為古の通〳〵れ書とすもしは
一級と成してなの働よかへ〳〵常俸差採せ〳〵し民乃
位漕とる船は名別の者一物〳〵不若也
一凡黄船天子の御用船也の用よ客商の貴物なるを伝用せつし
ゝ又は自分の物代入さして後のとる付は小甲船たの世は勿論
粧して後〳〵客商ともに羅を名指めて名代たの軍衛
小船〳〵軍よ完て後ある貨物なるを官よ入ら為客
商為の物は其即ち小甲と成よ附色の働よ
為して軍よ完為馬船天後の為の為の為の為の為
為天後の為也合戦事の為の為の為の為の為
為よは天後の物をつとの為の為の為の為
為あるとの為の為の為の為の為客商の為の為とつしら為

負らの物なるものせ付しけ為ら為船為為為小甲并
小為の為て物代つとての為し〳〵客商人為ら為に為よ為
為〳〵軍よ完て後ある物よ為為は為為為為為為
らの為せた其為為為為為為為為為為為為為為
出して羅小為為〳〵
一河よ附く一筋の川ら為為為為為為為為為為為為為為

なすべきに出さしめ、反若しくは不の日付後毎に巡河
相当の日付後 巡鹽 塩の事に当る日付後 管河 管河門 河に関する門と同じ
ホの官吏ホ古の考課令に準じ、充用を定め、考奏少し、貢
物の人員は奏少し、貢
吟味し、京の軍衛、軍人を以て京の軍衛、軍人を以て京の
皮革 皮革に関する官府 知別 知別の事 羅遍 遍は若狭の事 衛門の官吏ホ右の威勢
たるべきに、ひ事に、ひ事に、ひ事に

[illegible]の祖父父子孫兄弟及び同姓[illegible]人部[illegible]
長姓の[illegible]伯父叔の叔父叔の兄弟乃至
人別帳よりのがれのがれ[illegible]十六歳以上の
者は廃疾[illegible]病者唖子侏儒[illegible]篤疾[illegible]癘病[illegible]目[illegible]
[illegible]を不[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]十四歳[illegible]下れ
者[illegible]入る共者の母妻妾姉妹又は子の妻妾の[illegible]は[illegible]
[illegible]功臣[illegible]部[illegible]家財
家宅没山林田畠の[illegible]は[illegible]刑罰[illegible][illegible]女[illegible]
[illegible]
[illegible]夫の方へ[illegible]子孫[illegible]人の[illegible]
[illegible]又妻[illegible]
[illegible]
[illegible]罪[illegible]共
[illegible]

[illegible]は[illegible]
捕へ獲る者[illegible]共者民[illegible]民[illegible]文官[illegible]
[illegible]の者軍[illegible]軍[illegible]者[illegible]
家財田宅の[illegible]
[illegible]捕[illegible]年[illegible]
[illegible]家財田宅[illegible]
[illegible]杖一百流三千中の罪[illegible]

謀叛

我が[illegible]
[illegible]

凡我が国[illegible]
[illegible]者[illegible]
[illegible]
子女の[illegible]功臣の[illegible]

田宅の[illegible]不[illegible]ル[illegible]父母祖孫兄弟[illegible]同[illegible]人別性[illegible]
のうち[illegible]者の[illegible]ハ[illegible]者[illegible]ハ[illegible]流二ス[illegible]
[illegible]砲不[illegible]人[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]仙[illegible]田地[illegible]民[illegible]
[illegible]代[illegible]従[illegible]ハ[illegible]ル[illegible]者[illegible]ハ[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]ル[illegible]
[illegible]隠[illegible]盗[illegible]ハ[illegible]流罪[illegible]ル[illegible]
[illegible]者[illegible]捕[illegible]者[illegible]ハ[illegible]犯人[illegible]
[illegible]麝[illegible]ハ[illegible]ル[illegible]ル[illegible]者[illegible]出[illegible]
[illegible]一百流二ス[illegible]罪[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ首[illegible]者ハ[illegible]罪[illegible]
[illegible]一百流二ス[illegible]罪[illegible]年[illegible]
[illegible]徒二年[illegible]罪[illegible]
[illegible]軍人民人[illegible]ハ[illegible]沢[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ル[illegible]

[illegible]ル[illegible]出[illegible]ル者ハ[illegible]
[illegible]ル者[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]ル[illegible]
小敵[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ル[illegible]

造妖書妖言

妖書ハ[illegible]
世ハ[illegible]
妖言ハ[illegible]ハ神[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

[illegible]自[illegible]識諱[illegible]家[illegible]
造[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ル[illegible]
[illegible]者ハ[illegible]
他人[illegible]

上方にて盗みかたり玉祇殿にて伐（切）殺さるべき者は
杖一百後三年の罪に処す

盗大祀神御物

（天地宗廟社稷の内の大祀と云神御物は神の御用の物なりとぬすみ罪とす）

凡大祀の天神地祇の御用の為に用る法具を帳
帳内を盗む者は流罪に処す　玉帛牲
牢其外饌物に供へ奉る物を盗む者は杖百
徒三年　其外官物を盗む者は皆罪に処す也　いまし物
ハ法具を盗む成敗に
又ハ法具を志ある者の為に盗む分は其帛
の多少に到いまする金額ホの相成盗たるものハ杖一百
後三年　罪ホ分に共とする物ハ杖一百
後三年の罪に処す

一書を加へ罪に処す

盗制書

（天子の言を制と云ハ勅旨のことなり）

凡天子の御璽　御璽也　の制書乃至勅
御璽を盗む者は流罪に処す　起船等検
（船を作る者）
法所の側門より出る文書を
盗む者は皆杖一百に処す
罪を問合せ出たる方にて
今一度文書の事を軍の
方に送り
盗印信

一書を加へ流罪に処す

[illegible]

悪しく法衙門より有之候ハ[illegible]

[illegible]の印信とぬすみ又ハ夜巡廻解状盗み者ハ天子の城門[illegible]

夜巡廻する者人の物ふけ者て門[illegible]

出入する廻[illegible]

[illegible]又関防印紀城盗み者ハ関防の印紀ハ公用[illegible]

[illegible]法衙門[illegible]

盗内府財物

内府ハ皇城の内[illegible]

用の物と入[illegible]

元内府の内小入盗[illegible]天子御用の財物ぬすみ者

[illegible]皆悉小[illegible]天子の所愛及天子の[illegible]

[illegible]

條例

一元内府の内の内の財物の内[illegible]物[illegible]又ハ

小物[illegible]ハ悪犯の死罪と

[illegible]

[illegible]の物ぬすみ[illegible]御[illegible]

者[illegible]入る者[illegible]三百貫[illegible]

[illegible]人[illegible]三十貫以上[illegible]

[illegible]百貫[illegible]

[illegible]

[illegible]

咎ハ同一中なる事にくなれの又云後の歳降城往て利
字せるれの又利字ハせるるるしのるる差別なくかハ大赦
為てあるるれ之後乃事とるらちなるる赦を併せ
るる之文とれして罪を論るる宜めるる竊盗の罪云文に乃ハ
絞罪に行ハとる律を引合せるるるれ合せるるれ奏せるるれ石
城門ハるる城明門ハ三文とるるる

元天子墳墓の五ヶ所の陵のかたへ乃内の樹木伐盗し者ハ一つとして杖一百徒三年乃陵の人乃墳地の内ハ樹木伐盗し者ハ杖八十其ほかの地ハ杖一百流二年と値よりたるハ杖八十の罪より重し但ハ竊盗の律よりハ陵の竊盗乃罪の方ハ一等を加へ杖一百徒二年の罪杖一百流二年の罪より重し但ハ人の墓地の内乃樹木値千貫の罪杖一百流二年の罪より重し竊盗の律よりハ竊盗の罪ハ杖七十徒一年の罪より重し

條例

一元鳳陽皇陵天祖の父仁祖を葬りたる所泗州祖陵太祖の祖父熙祖を葬りたる所南京孝陵太祖を葬りたる所天壽山列聖陵寢天壽山ハ永樂帝天子成祖を葬りたる所の天子陵寢の山なり列聖陵寢とハ歴代の陵寢なり

陵寢の名を葬る所也古の山林山陵とハ樹木伐きる色をハ伐と法度なり伐ハ実河を石垣ハ伐く制ハ伐たる木のきりかたなり神御物伐置ハ樹ハ伐く物罪ハ伐ハ杖百徒三年と伐たる木ハ大祀神御物伐置ハ樹ハ伐く物罪ハ伐ハ杖百徒三年と伐たる木ハ大祀

先ての山ハ京陵ハ山ハ伐ハ窯ハ焼ハ窯ハ焼ハ窯ハ焼

を者ども、くに杭號を立て、一箇月に一度、めぐり巡り、
小番して軍法を定め、風陽宮城内外、牛羊を放
かひ、もし物を盜みたるものは、遠制の罪と同杭號を
事一箇月に、宮城巡邏、七度、捕用人、
宮の禁城、盜人、一度、杭刑の罪に
為れ、人の名前、書付、
付て出させ、夫より、心よく、心よく、事を、
又、手代の者、宿番、番所、
せさるべく、十人、小番、
事、遠制の徒、物を、
いまだ、遠方、
ものと、例と、
按府の軍、

為れの按府、財物、
形、盜人、
財物、
行、
盜守自盜倉庫錢糧

監守は監臨官の大小ともに倉庫の監臨官とその小官とを
支配し、指揮する官守は、
監臨官を代の官とす

凡監臨官守の人、
ある、倉庫の内の物を、
もて、侍臣、
十貫、
おの、
ぬ、
て、
て十人、
侍臣、

上の文、
為れ、盜官錢の二倍、刑、

を遣官銭と〻流道にたるしを遣官物と判字する事
也字の大さ一寸四方書のいろさ一分ばかり
上に付くるなり下に続くるは杖
一貫五百文杖八十　八十の罪よりこれ
一貫文杖九十　笞より二貫
八貫杖一百
七貫六百文杖六十徒一年
十貫文杖七十徒一年半
十二貫四百文杖八十徒二年
十四貫杖九十徒二年半
十七貫四百文杖一百徒三年
二十貫杖一百流二千里
二十貫四百文杖一百流二千四百里
二十四貫杖一百流三千里

四十貫以罪不移　新犯の死罪也
條例
一元と役の倉庫の銭糧を宣府大同甘肅寧夏榆
林遼東四川延昌松潘廣西貴州并に北海辺の
多事の所を監出者の糧たるもの四十石米
八百束銭四十貫銭二十貫銭帛木の物を値銭二十貫
以上なりたるは永徒人たるの犯者の
人夫の倉庫の物を盗むは八十石米
一貫六百束銭四十貫銭帛木値銭四十貫以下なり
犯者は永遠軍に充て
永遠軍に充て
も罪
為南京小京西京に有る流衙門并に運糟
等の役を命ぜられ京司通州除州淮州徐州德州の

乃六倉の残籾を監守ぬるもの籾百俵六十石
草刈もち米二百俵銀百匁銀百匁ハ三十両銀弟ホの内ハ
銀二十匁いらと咎こゝ有るゝ常人ハ古乃倉庫の内銀
ぬるもの籾俵たるハ百二十石草刈ハ二ゝ昔米銀な
もハ六十匁銀弟ホ内物なるもの値銀六十匁ハ有るの内銀
ぬるハ前の通り軍よ元女の分ハ古海辺より門の地
巡拾拾ホの宿し物を吟味して倉庫の籾
籾を監守ぬ籾俵ハ百石草刈ハ二ゝ米
銀百匁ハ十匁銀弟ホの内なるもハ値銀百匁ハ
ゝ咎こゝ有るゝ古ホ前乃通り海辺ゝ軍よ元
ゝ三番の和人ゝ乃ハ徒よりゝ城銀仕せて新と
論しゝ有るゝ古ホ前ハ百ゝ人ゝ内城物乃ゝ銀
ゝ有るゝ古ホ前ハ百ゝ人ゝ内城物乃ゝ銀

籾ハ米銀ハ百ゝ人ゝ内城物乃ゝ銀
羅ホ籾ハ軍ゝ元ゝ軍ゝ元ゝ軍ゝ元ゝ

もしは四百石以上にハ八分米殘帛布の物なれハ絹
絁二百疋以上なるハ運漕もとの殘糧乃円殘なれハ
三百疋糧なるハ六百石以上なれハ死罪
なれ仍て其犯の死罪なれ共其者監
なるもハ羽罪ハ仍て法の如く法者監
いつもして奏聞し勅裁を待て罪を行ふ也

常人盜倉庫錢糧

監守の役人より殘糧を盜ミ取ル罪

凡監守の役人より殘糧を盜ミ取ル者ハ倉庫の人者ハ他の倉庫
乃殘糧ハ物の如く盜ミ取ル者ハ其物
殘糧ハ物の如く盜ミ取ル者ハ其物
盜ミ取ル者ハ其物の如く盜ミ取ル者ハ其物
罪ハ物殘糧ハ物殘糧ハ物殘糧

四十文費杖一百流三千里、徒二年半加役流、後赦不免。

八十費、疫罪ニ行ハル

強盜

強盜ヲ以テ人ノ財ヲ奪フ者ハ、流刀ヲ以テ首ヲ斬ル。

人ヲ殺シ、又ハ人ノ財ヲ奪フ者ハ、死刑ニ行ハル。

財ヲ奪ハズ、若シクハ傷ヲ負ハシメザル者ハ、杖一百流三千里ノ罪ニ行ハル。

家財ヲ奪ヒ、若シクハ傷ヲ負ハシメ、首級ヲ斬リ、若シクハ死ニ至ラシメ、若シクハ婦女ヲ犯シ、若シクハ人ヲ略シ、若シクハ人ヲ和略シ、若シクハ人ヲ誘拐シ、若シクハ人ヲ殺シ、若シクハ人ヲ傷ヲ負ハシメ、若シクハ人ヲ捕ヘ、若シクハ人ヲ捕ヘ、若シクハ人ヲ捕ヘ

罪に行はれしかども、藤次郎は捕へ難く、[illegible]

條例

一、法度人の命令に背き、[illegible]人と行ひ、[illegible]の事を焼き、又人のしまりなき[illegible]
[illegible]人を奪ひ、[illegible]
[illegible]
[illegible]

当物罪より行なひたる人の中にぬすびとうちこわし塀をこわ
させ動せたりしとて死罪に行なひ其外に近き
しかるに因と同罪より行なひ其外に近
一等減じて罪より中程なる也 [illegible]
乃ち私に近きたるに
と取おこなせさしに因の中罪にうつる二等減ずるのこと
病よりしたりしもんとなる然るに人を傷なる者は後罪より行
人を人とを傷しるに物を一味きず後しうる者は一等
減じ[illegible]その者[illegible]或は傷け[illegible]
官のうち人につかひ[illegible]
より[illegible]人をとらしめるなり
と褒め中遠[illegible]其者[illegible]奪いとる者は枝一百流三千里
因之人より病付ける人をとらしめ人[illegible]

[illegible]
其命[illegible]人と[illegible]
後[illegible]者は一等減ずる[illegible]後罪より行
後て去案中[illegible]
なる者は罪より行[illegible]
に病付ける者は[illegible]人の傷より伝て[illegible]
罪より行[illegible]

條例

一 古のごとく官のうち人にて[illegible]
[illegible]
罪[illegible]人をとらしめ[illegible]
乃ち大罪に褒め中遠[illegible]
新新[illegible]

[illegible]ハ仏ノ[illegible]ル也。為ニ人教[illegible]ノ人[illegible]
人[illegible]ハ助ケ[illegible]一味ニ[illegible]ル者ニ示ス杖師 杖師ハ[illegible]
[illegible]ノ術ヲ以テ[illegible]ス 少[illegible] 此方ノヤウニ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ニ[illegible]ル[illegible]ノ

如く罪杖一百流三千罪に止まり死罪は不行いつれも
利害をいはずして其士の過ちを物代めとし又活て棄い
ものとして人を殺し傷を半ばに人殺し故殺し及鬪殺
傷するの律小係く海と、先の者もしくは殺して私さしめ
もしくは鬪殺の徒ふたつ絞し傷は鬪殺傷ふたつ流に半とおそれめる故殺鬪殺
捺奪人と傷るは捺奪の徒ふたつ流
殺傷の徒ふたつ流

條例

一 暴悪無道の人にして者自らに喇虎なるいしを
若代付 喇虎はらまた 白晝に街中に立くなりして口に
云ふ人をとりたるしたるしたるしたるし又は總甲組頭の数快手罪捕
人を殺人也 原より人捕へ殺の者巡検をして人をとりて
人をつるもりに為るとして殺いしを去る者のわるれ者と人
いつもと若なる平せの人をかりて物めるをうけたる

者は志把の死罪に行へ人へきしら古別徒罪よりも人へきしら上
乃罪代把せはきを人殺の方におよぶに初めたるるれは
を人軍衛に屬しめる者なれは色衛に為て軍に完
志府志列志縣の下に屬したるは民なるは以外に為て
民となるは志の過もは事をとるる今度の初めなるとも
捺奪もの事は度なるは又も若罪杖罪といはる
為放把しるるを志なるは把したる者なるは原捺奪
せしめるおしめるをおしく杖號もの事一箇月
もるく志の軍に完るの民となるは徒代懲して遣と称
若里老一里の老人後の者又其者為隣もの古の者は事代
もるるは者て せんきせ代若しかして又は千志の官司
代しく重て罪と同さしいつもと遠制の徒ふたるる
罪ふ行へ也

竊盜

人の寺院に物盜みとらんとて忍び入又はかきかへさんとうちこわしたる者

元竊盜をもて人に盜しあたへ入て物盜むとうかがひうしなひ近きて物盜むとうかがひうしなひ恐して物をうばひとりたるものは或は部へ曲げうしなひ物盜むとうかがひうしなひ

てしたる門の多くうちあるの一部の物を盜て遠よりかくしまたは二部の物をとれたる者一部にして八二十貫をこえ一部にして八二十貫をこえたる者一部にして八二十貫をこえ

ふかくとをしたるもの十人にて四十貫をこえ一人にて四十貫の罪をわたし遠流の者八一人の名をあげ一人の名をあげ四十貫をこえ

杖九十より心ろ杖をもて併て徴徭をとる初犯八杖一百徒年半

盜の二字を刺し再犯ハ左の小脅膊（コヒ）乃うへより竊

盜ハ徒罪小脅乃上より刺し三犯ハ

盜の二字を刺し再犯ハ左の小脅膊乃うへより竊

盜ハ徒罪小脅乃上より刺し三犯ハ

とをたとへ前方犯もまた同前なれども未だ

報発をまつ徒役はめられたるものとをもて刺字せざる事を

やもとはかりうしなひ

掏摸の者と其罪竊盜小同し

掏摸ハ白昼より人の家より人なり物

ひとりうしなひ又人をきそひ或ハ物を

ひとりうしなひ

若軍人古の通り竊盜掏摸の事ハ

字ハ免して

三犯より徒罪小脅乃上

一貫より以下杖六十徴物を

一貫より十貫より杖七十一等ハ

二十貫杖八十

三十貫杖九十

四十貫杖一百

五十貫杖一百徒一年

六十貫杖七十徒一年半

七十叉杖八十、徒二年、
八十叉杖九十、徒二年半、
九十叉杖一百、徒三年、
一百叉杖一百、流二千里、
百十叉杖一百、流二千五百里、
百二十叉罪杖一百、流三千里より出る、

條例

一、正德八年七月十一日、奏く、前より流罪に落ちたる英宗皇帝の重罪を赦免、初め一段右乃脅より刺字し、もの出でる大赦の後より、もしは、ちゆう犯の刺字を彼らに又大赦の後、もしたの竊盜と犯したる人は大赦より前罪のものとしてくらいになるとも、合懲してせ出でる、外に大赦の後より犯したるとしても、本とのんく

正犯より出し、後罪に落ちたるものは、また十年のくらいを出され犯したもの罪は赦の前後とも、時日を限り、刺字を彼の額、欽遵して行なう、

盜馬牛畜産

盜みかしたる馬の数の牛羊の数、ものを畜産といふ、

凡人の馬牛、駱駝、羊、鵝、犬、驢騾、ものを盜みたる者、ものの値、銀十兩以上、竊盜の罪、杖一百、流三千里、

為人官の犯たるは、常人官の犯たるは、竊盜の罪、杖一百、流三千里、

條例

一、凡御馬、押司監より、ものを盜みたる者、杖一百、流三千里、

監守盜、官物、海、外の人なるは、官員犯盜、罪、

罪、流、徒、杖、號、ものを、三箇月、急漸、奏し、軍、流、

或ハ我ら手前へ請取ゆるし他人ハ請れず武藝ハ行うな
らいをたゝかせ云々の馬代等ハ貴者ハ拝領ハ
年一箇月ハ深ハ行ハ為ハ三匹ハ乃ハ又ハ
あるハ乃ハ拝領ハ代料ハ
軍勢ハ属ハ者ハ潮ハ
民部ハ附ハ潮ハ各軍ハ五匹ハ乃ハ
軍勢ハ属ハ者ハ拝領の潮ハ
ハ潮ハ有ハ属ハ
潮ハ永遠軍ハ武馬人戸民部ハ
ハ三匹ハ乃ハ附近の潮ハ
一太僕寺ハ民間ハ
乃ハ請ハ馬ハ請ハ三匹ハ乃ハ官番
ハ拝領ハ年一箇月

潮ハ軍ハ
盜田野穀麥
田野ハ稔ある穀物麥の
ぬすまれハ深ハ
元田野ハある不の穀麥地葉葉乃麥ハ
人付ハ
水車拔
乃麥ハ
竊盜ハ
小野ハ
葉草木石
櫃ハ
永ハ

條例
一 元金銀銅鍋水銀ハ
私ハ

を鈔二十世に出し、拙形一ヶ月八銭買小出し、狗鳴水銀
ホウ砂ヲ入レ、一ヶ月銭銀一貫ヨリ出シ、盲人のなれわけ
板ヨリ陸ヨリ海ヲ伝ヒ、霜笠小清水ヲ出して海ヲ渡り山洞ヲ
抜ケ、陸ヲ若ハ二番ヲ、ヒ、ヒ、羅ヒ、ヒ、ヒ、

皇帝聖育より南京北京の城乃至河よりそなへて住居する軍人民人へ悉く墻垣を越て内へ入て財を奪ひ家を割磚石を盗ことなる不乃事なれとも家の内の財物を盗ことなる不乃事なれ共ゆるし志めのため遠刑の法よりく罪不移しかれ共軍人は奏聞しこれを聞て軍人の官職を盗し罪と官物横領して大勢の人よりしかる塔を巡りて此味をもて無百日の数を入れ共通をいかゝ盗てこれを尋ひ出す者ハ軍人の官職を盗ハ例と不無の罪に移し人を御門の内へ入軍官軍人よりは城外の河を渡て菜とうへる牛馬を盗ハ城外の河を渡て菜を盗ハ牛馬盗人の分にて人を引こみて内へ入て物を盗ハ城内の事なれ共城内の事なれ共

さしたる御咎なく昔ハ古因罪不移人命〳〵ゆるし候ハ〳〵

親屬相盗

親族の部の親族の物盗ハ親族の罪なし

凡別らん所なる不の親族なれ共親族の物盗ぬ者ハ朝親なりしを一年の徒の罪の物盗人ハ一貫文の物盗人ハ五貫文を減す 窃盗ハ一貫文以下若一十百二十叉杖六十徒一年の物盗ハ杖七十徒一年を減す 大功なりしハ九月の徒の物を盗し妹の姑の物を盗ハ杖七十徒一年を減す 窃盗ハ百二十叉の上杖一百流三千里に当ハ小功の親族なりしハ五月の徒の物を盗ハ杖八十徒二年を減す 緦麻の親族なりしハ三月の徒の物を盗ハ杖七十徒一年を減す 窃盗ハ百二十叉の上杖一百徒三年を減す

判官ハせきるを行ふ張金ハ入りしハ当長我らもや方の親類とやらの
卑幼乃方へ入れ卑幼ハ月下の親類伯父の姪の
入先の親戚へ入るなれたるとハ張金しる
とても亦の通り指図の筆ふりかへし張金の物をとるとこれ
律よりハ当然城し罪に行ハ卑幼ハ当長の方へ張金
を入れしとハ他人の張金しかる律よりハ罪と論し
て当然城しる事ハせざる時ハ当或ハ教しハ或ハ麻付
たる時ハ或ハ当長ハ卑幼を教傷し又ハ卑幼ハ当長を
教傷するのハ律よりハ重く論し教傷の方を重く張金
乃方を重くハ論しとハ重く方ハ流て罪と行ハ
当一つ部ハ居不の卑幼の親類ハ他人をとりつれて部ハ
居る部の財物を他人をとりつれて部ハ
財物を盗まにつれ他人ハ卑幼ハ当長よりとしとも
十せきに一等を加へ八十叩より上ハ他人をとりつれて
口擅用財物の律よ

城ハ他人ハ他人の盗乃罪一等を減ず死刑を免ずる親
類を教傷する時ハ已ようとの当長を教傷する
又ハ乃月下の卑幼を教傷せハ殺傷ハ当長卑幼を律よ依
て罪を論して刑よ行ハ殺傷のハ他人ハ
教傷のハ他人ハ張金の律よりハ罪を論し
当を他人ハ人を他人ハ
其教傷する事とハ
な律ふりハ
を同一部ハ居不の奴婢代の男婢善代の
律と部のだんなの物を盗めハ
はたの盗ハ一等減ず

條例

一同居卿部ハ一部ハ卑幼他人をそそのかしつれて我乃家の

財物を盜むに付よろず法度の示なるとは其体の別ありて所不
入親族の法度を犯すに付卑幼ゟ尊長の物を入るゝハ尊
の法度を犯すに付て海島ゟ徒罪に処して刑罪を行ふ事と
も責方一思右法度よりさはりなく候

恐嚇取財

人を恐かし脅すに付財物を取ること
元人をおどかしお指れに我と物を取ること
財物をとる者ゟ強盜なるゆへにしたがへ
て海島一等を加へ刺字とハ死罪を減ずる法を入墨
せさるゆへ徒と流とを一等を減ずる法なり
徒と併徒流を
徒と流の二流なり

為朝親族ゟ外の親族ゟ
事なるゆへ卑幼の者ゟ尊長をおどせハ法の人れ恐

嚇ゟ強律ゟ軽ゟ減ずるゆへ強盜ゟ一等を減ず
尊長ゟ卑幼ゟ恐嚇して財物を取ゟ親属ゟ盜ゟ條
ゟ依て服の法ゟ小なれ共減して罪ゟ行ふ事

條例

一召使ゟ良民ゟ盜ゟ強盜ゟ減ずる法ゟ盜ゟ
を行ふ者ゟ人ゟ捕ゟ捕ゟ人ゟ盜物ゟ強ゟ
者ゟ減物ゟ盜ゟ捕ゟ捕ゟ人ゟ盜物ゟ強ゟ
此ゟ強ゟ盜ゟ捕ゟ人ゟ盜物ゟ捕ゟ奪ゟ婦人ゟ強ゟ
法ゟ盜ゟ捕ゟ者ゟ死罪ゟ減ゟ流ゟ
之後の為刑ゟ徒ゟ流ゟ懲ゟ為ゟ永遠軍ゟ充

詐欺官私取財

さはりなくして人をたぶらかし
て人ゟ物ゟ私ゟ取ゟ人ゟ

元をたゝせめらるゝ処に、或は弟より私の内かゝ
りなる財物をたゝせ、或は弟より私の親族財物を
計て窃盗より出し、刹寺を免れ、朝廷
より禁ぜし親族の内あるいは、なりしたるも若は親属相
盗の律を依て服忌を分ち、罪を科せ
ず監臨官守我が部の支配を事とし駅
きしめて警察を設若し監守自盗なれば罪を論じ
未取おしせざるもの二等減して罪を科す
人の財物を或は冒認し、或は詐偽又は誑騙
人の財物を騙取し局騙の場面を設けて人を誘
者を人の物を騙取し、場面を設けて人を誘
窃盗の罪を科せらるゝに、官より行て刹寺を免
ものゝ外は一切下枝七十より百二十迄
流罪に処す

條例

一 元吏部あるいは兵部にて用捨いつれも官よりなりし
のかゝれ若の人は財物をたまはり又は挙人に
（学校生員）監生（天子の大学校より出る所の学生）生員（郡の学校より出る所の学生）
財物をたまはり官より任じたる人のもとより金銀
等を取る人は下枝にせんとす又は人を
欺くの類あるは財物を工したる人を
なし永く文章を試ることなきもの文章の培
試を受てこれにたりしは財物を出せるも
いまだ出の不ものは財物をみるものは誑騙の
徒ふりて罪を言を定の分ちは官を
称号を年三箇月して懲戒の地面より除して軍に充
為せしめるを普代たのこれをいろ〳〵とれをめ充し

まるあるさしうるんし杯號すう年ハ四郎ハて同羅ハ嬢
屋の代（ゑ）ゝ軍ゝ軍ゝ
一代いまも内宿ゝ宿ゝ大小ゝ法ゝ
ゝ代ゝ又法ゝ入用のゝ代ゝ
ゝ物ゝ人の財物ゝ
藏物ゝ流ゝ代ゝ
色潮ゝ軍ゝ兄ゝの
ゝ二簡ゝ

畧人畧賣人

人ゝ畧ゝ人ゝ畧ゝ人ゝ
元ゝ羽ゝ良人種姓のゝ
内ゝ奴婢ゝ
ゝ奴婢ゝ

杖一百流三千甲は羅ハ行ゝ
賣て妻妾子孫ゝ
ゝ者ゝ杖一百徒二年ゝ
ゝ者ハ羅ハ不ゝ
若又ゝ
妻ゝ
ゝ
ゝ

者為一等を減じ為いまし書とをおけい流く者と流か
ら若しくは一等減じ十歳より下の幼少の若しくは
あるいは若和同軍事をしんとして罪流の法に同じく
其者は罪を科さるべきなり婢病かたき
為人の奴婢ならびたてまつりて家の奴婢
とすべしまた人を殺し奴婢となすべきかはり
罪を一等減じて流とし杖一百徒三年の罪を
科すべし又我子の妻妾子孫となりたる人を殺して
妻妾子孫となりたる者は首の罪を
まぬかれ杖九十徒一年の罪を
免ぜしかの事なきを科せ者は杖一百流三千里敵を
殺せし者は良人故教唆人奴婢の
株を科すべし後罪を科すべきかはりさしあるべき奴婢は罪を
不科為又主を殺しまた合謀せしめ人の奴

婢我が親の親の奴婢となれしまた人を殺して奴婢となれ
ども若は杖九十徒二年妻妾子孫となれば若は杖八十徒二
年同心してたまさまとしる奴婢は一等減じ妻妾子孫
又一等減じ奴婢年十歳より下なるもはたらく同心して
たまさまとしてもしたがはしめざる同罪を科す
て杖の十歳以下の者は罪を科さざるべし
為又祖父母子孫の合謀せしめ人を殺すべき
奴婢となれば若は杖八十年妹及び姪孫又は外孫為は
我が妻子孫の婦なるべし妻若は杖八十徒二年
子孫の妻妾者は二等減じ杖六十徒一年とす同
堂兄弟姉妹姪孫甥又は姪孫の子也我妻者は杖九十
徒二年とす合謀せしめ人を殺すべきかはり
為我妻若は一等減じ妻とし又は一等減じ

臧を責ること卑幼に向ては責ることを罪とする例を親族の方へ行ひ難く殊に主従の差又は主の妻妾婢となりたるとき家に成り大切の事に接意の如き親族を責て人の奴婢となりたるとき其人の言に任ずるの例を設く

一及買者古の名を書し其人の名を書たる札を家に掛置し其人に代り家を守る者を定め其人に代り家を守る者を定めしむ罪人の例に倣へ家を守る者を定めしむ

一家を守る者を定めしむ家を守る者を定めしむ

一買者并に保人に罪人と同罪を科す

一保人と雖も其人の罪を一等減しむ罪人の例に倣へ家を守る者を定めしむ

一買者并に保人に罪を科せざる例を設く

條例

一よたて宮器を作る良人の子女

一はかりかりあく責者ハ色よりも責さる例を設く

一はもし色潮より等く軍より充実なる器を責る事ハ

一よ玉く又平し札を出ス一百分の物を責る一箇

月しまあ過潮より等く軍より充実なる乃人者ハ大敵の

一お海より札したる者ハ大敵の潮より等く承意

軍より充其者ハ高を計り其高を責る者

并に牙保人ハ其者の情を考ハ古に倣ふ例を罪

小移人ハ婦人の事ハ事を為し夫われハ夫を罪ま

なく男子ハ男子代ハ男子代ハ夫男子の代を考さる

又ハ夫男なれ共ハ男子代ハ代を考さる

罪より移人

一過去の関係ハ問ハ人ハ殺ハ殺ハ中出信

の外ハ古官、東狄の地に立て古代の[illegible]として東狄と称せり[illegible]亡人、亡官の下に属して[illegible]
洞寨[illegible]人の居[illegible]小寨ハ[illegible]利[illegible]若ハ[illegible]
死罪[illegible]人[illegible]古刑[illegible]人[illegible]
[illegible]ハ首[illegible]人[illegible]中[illegible]
役罪[illegible]ハ[illegible]文官[illegible]罪と同く[illegible]草[illegible]
武官[illegible]ハ烟瘴の地面の衛分[illegible]遣して[illegible]
し軍人民人[illegible]の衛[illegible]
色衛[illegible]
して軍[illegible]完つ

發塚

人を葬りしの墳を掘りて死屍を棄てし

凡在[illegible]人の横墳を掘[illegible]
[illegible]者ハ杖一百流三千里を拷掠して[illegible]

内の屍骸を見るに[illegible]ハ絞[illegible]
拔掘[illegible]拔掘[illegible]者[illegible]杖一百徒三年の罪[illegible]
[illegible]屍骸[illegible]葬[illegible]
[illegible]人の墳墓[illegible]年数[illegible]
[illegible]完[illegible]
中[illegible]
[illegible]屍[illegible]小杖[illegible]
[illegible]拔掘[illegible]
[illegible]完[illegible]内の屍骸[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
若年幼[illegible]
[illegible]人と同く海[illegible]拔掘の墓を開く屍骸[illegible]

物罪を行ふ者長の屍骸を[illegible]
墳地と云者は其罪状乃至所[illegible]
物罪を行ふ者墳地を賣[illegible]
[illegible]
其墳地の代銭は賣[illegible]
[illegible]
行ひ[illegible]
銭の用ひの卑幼の墳墓を[illegible]
屍骸[illegible]
[illegible]
祖父[illegible]銭の子孫の墳墓[illegible]
屍骸[illegible]
[illegible]

しかれ[illegible]
[illegible]
[illegible]

杖八十子孫ある者部の祖父母父母の屍を毀棄せるを
又奴婢（男を奴と云女を婢と云）庸工人（年切よりやとひたるもの）等家長
病死の屍骸を毀棄せるは所罪なり也（ほうむりをせざるの事也）
若此よりて穴掘埋て屍骸を掘出さは早速よりて官に届
但し一二等親はまさる者は杖八十等他人の墳墓を掘
狼藉をなすこと大なるは杖一百徒三年等紀麻呂の
子の若は杖九十徒二年
同じ紀麻呂の当長の杖棚を焼者は杖一百流三千里の罪より軽
早幼の墳墓の内を犯すは半減とする罪のごとく
人の右の過ちは半減して
遍（ひろく）より一等を減じ紀麻呂の当長の杖棚を焼者は杖七十徒一年大功は杖一百朔就は杖九十屍を
焼者は紀麻呂の当長の杖棚を焼者は杖八十徒二年大功は杖七十徒一年朔就は杖九十屍を
祖父母父母の墳墓の内を犯して杭柵を毀（奴婢庸工人部
部屋の墳墓の内をおかす杭柵を毀は杖一百杖棚
を焼者は杖一百流三年等屍を棄て屍骸を捨ては絞罪より軽
若他人の墳墓を犯すは平地を作り或は田畑
又は畑となるは杖一百徒三年
葬る者は杖一百徒三年
我が地界の内に死人の葬らしむ
并に他隣の人を合葬
他人を他人の地へ埋
者は杖八十等古の過ちなり
死人を他人の地へ埋
又は水中に棄る者は杖六十徒一年棄は捨ては屍骸を

其しかせんとハ欲すれども病身なるゆへ
いろいろと一ぱと減じて外へ掘しゆへ掘
方掘と雖ども其方ハ其ゆへ病はなく病人のきらる
利字ハ免してせるるゆへ

條例

一 元親王家郡主ハ軍中射支人淑人ハ郡主孫主
郡君孫郡君卿君（古ハいろいろ天子の子孫及代々帝王名医
解ハ名例律ハ名例律ハ名例律

[illegible]杖九十徒二年流罪敵[illegible]杖一百徒三年[illegible]
[illegible]

盗賊窩主

窩主ハぬすびと[illegible]盗賊[illegible]ハ盗人窩主の罪を[illegible]

凡強盗の窩主をぬすびとかくしおくもの[illegible]
[illegible]ハたとへハ[illegible]
盗み物[illegible]
[illegible]
[illegible]

罪を論じ、刺客または兇器を携へ、
為強盗・窃盗の贓物を受寄する者は、
強盗・窃盗の贓物を受寄する者は、
強盗・窃盗の贓物を受寄する者は、
九十叩に処し、
かつ、受寄する者も、杖一百叩に処し、
牢獄に入れ、
よ、
条例
一、庶人より、大戸、田宅多く人を使ふ者、
田宅を作る者、
の部内に居る人、
佃僕
の如く、
の部内に居る人、
佃僕
の如く、
の部内に居る人、
佃僕
の如く

罪と論じ奏聞し奏聞し奏聞し
一ゆるゆるしかるべき法律の盜賊と申し
人の物をうばいとりしめ又は私のものと称し
うばいとりしかるべき法律とかしたつる事遠
若しくは逃亡にもとづき奸細の徒除き
物罪に行いそなへ機門より密法人よんでし
一張盜竊盜のぬすびとをとりて更に人
物の主のもとるべき馬羸牛の書庫に二匹二匹以
上の盜賊は百叩の三千海島に
ゆるして中藏の罪は百叩の三千海島に
ゆるして罪と言初犯事犯のもの一箇月
しかるべき法律に罪に行いて三犯
藏物の多少にしたがひ法律をもつて
とるべき共に百二十叩の三千海島に
免じ遠流に遠流に行ひ軍に充ること也
一弘治十八年二月初四日奉聖旨孝宗皇帝の
勅令に向後法律を捕へ降ること四下の者に
罪に行ひ中とあるべき歟人捕へ中とと不殺同刑衙門に
送り法律に入報完ひ
を色いろいろ法律なるべきに
我ら心ゆるせよ中出の者
者法律なるべき
ゆるし法律お
主犯罪に行ひ
共謀爲盜

ゆるしよおよび
ゆるし場へ

九相襲ひ来りて法を強せんとす法を強せんとする者は手傷を出合す盜人なりとの分りたるものなりにはじめて盜を行なはんとせしに法を強せんとする者は藏をとられまいとする者は其人の名記して強盜せんとなり

みちを造る者は藏の者なりとは藏盜の名なり藏を強盜せんとする者は法盜なりとも

おそれたる余の人なりとも藏盜の名なり強盜せんとする者は藏盜なりとも藏盜の後と

者なり藏の人なれば若し十の罪よりも重き罪なり

傷をたくみ出して盜に入りて藏盜のそとれし

強して行くへを後と称して深く行く

おとしに藏盜せんとする者は法を強せんとする者なり

何とぞ行くなれば又は後悔して藏盜の

者は世をるおそれの者は藏盜せんとせしかしふるしかし

ゆるさるべき法盜をもつて藏盜の

法盜せんとする者は藏物をとられまいとする者は

なんぞ造意の者なりとも藏盜の首と

法盜は世に藏物をとられまいとする者は造

この者なりとは藏の人なり藏をとられまいとする

藏盜の後とし強して論をたてまつる

みなしてある記人と同じく行なはん

首後をとられまいとする者は罪なり行なはん

公取藏取皆為盜

[illegible]

元盗と云ハ人をたとへとなし人を殺して財を奪ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

人の力をたとへるのなり[illegible]

[illegible]

[illegible]